



新生児特別給付金のお知らせ

余市町では、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、新生児を養育する子育て世帯への余市町独自の支援策として、新生児特別給付金を支給します。

●対象者・支給額

出生届により余市町に住所を定めたお子さん（①、②）の親で、給付金申請時まで引き続き町内に住所を有する方となります。

①令和2年4月1日～27日までに生まれたお子さんの支給額は、1万円。（国が実施した一人10万円の特別定額給付金の対象のため。）

②令和2年4月28日～令和3年3月31日までに生まれたお子さんの支給額は、11万円。

●申請方法

- 令和2年4月1日～8月7日までに出生届を提出したお子さんは、ご家庭へ申請書をお送りしています。
- 令和2年8月8日以降に出生届を提出するお子さんは、児童手当の手続きの際に申請書をお渡しします。

期間：令和3年4月13日までとなります。

問合せ 子育て・健康推進課 健康推進グループ ☎21-2122



北海道ひとり親世帯臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による、ひとり親世帯等の負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、次のとおり北海道から給付金が支給されます。

●基本給付

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円が支給されます。

①～③のいずれかに該当するひとり親世帯の方が該当します。

申請が不要の方	①児童扶養手当の申請がお済みで、令和2年6月分の手当が支給される方
申請が必要な方	②公的年金等を受給しているため、児童扶養手当の支給が全額停止されているが、平成30年の収入が基準額未満の方
	③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、令和2年2月以降の収入が基準額未満と見込まれる方

※②および③については、児童扶養手当の申請をしていなくても、基準額未満の場合は対象となります。基準額については町もしくは北海道のホームページにてご確認ください。

ただし、令和2年6月以降に離婚等で児童扶養手当の受給要件を満たした方は対象となりません。

●追加給付

基本給付の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方については、申請すると追加で5万円が支給されます。

●申請について

必要事項を記載のうえ、役場の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。申請書類については役場窓口で受け取るか、町もしくは北海道のホームページよりダウンロードしてください。なお、必要書類の詳細については町のホームページにてご確認ください。

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122